

利益相反 (Conflict of Interest : COI) の開示に関する基準

一般社団法人 日本理学療法学会連合（以下、「本連合」という。）では、本連合に関連する事項について、下記の通り利益相反の開示を求めるものとする。

記

1. 対象

- 1) 本連合の法人会員ならびに学術団体会員に登録されている会員（専門会員・一般会員・学生会員）
- 2) 学術誌「理学療法学」または英文誌「Physical Therapy Research」の投稿者
- 3) 本連合主催の学術大会ならびに学術事業等での発表者
- 4) 本連合が行う調査研究事業の責任者及び担当者
- 5) 本連合が行う研究助成事業で選ばれた研究事業の責任者及び担当者
- 6) 2)～5)の審査を行う責任者

2. 対象となる事業活動

- 1) 本連合が主催する学術大会およびそれに類する催し
- 2) 学術誌「理学療法学」または英文誌「Physical Therapy Research」に投稿する論文
- 3) 本連合が行う調査研究事業
- 4) 本連合が行う研究助成事業
- 5) 公益社団法人 日本理学療法士協会（以下、「協会」という。）が行う研究助成事業
- 6) その他、目的を達成するために必要な事業

3. 申告すべき事項と条件

- 1) 臨床研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。
- 2) 株式の保有については、1企業あたり1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。
- 3) 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上とする。
- 4) 企業・組織や団体から、会議の出席（発表）等、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1つの企業・組織や団体の総額が年間50万円以上とする。
- 5) 企業・組織や団体からパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料（印税含む）

については、1つの企業・組織や団体の総額が年間 50 万円以上とする。

- 6) 企業・組織や団体から提供される研究費については、1つの企業・組織や団体から臨床研究（受託研究費、共同研究費など）に対して支払われた総額が年間 200 万円以上とする。
- 7) 企業・組織や団体から提供される奨学（奨励）寄付金については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間 200 万円以上の場合とする。
- 8) 企業・組織や団体から提供される寄付講座に申告者らが所属している場合とする。
- 9) その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間 5 万円以上とする。

4. 開示の方法

- 1) 利益相反の開示の対象を所管する機関が定める規程に従うこととする。

以上

(2021 年 12 月 9 日 一般社団法人 日本理学療法学会連合 理事会にて承認)

(2022 年 3 月 10 日 一般社団法人 日本理学療法学会連合 理事会にて一部変更を承認)